

大分大学医学部附属病院クオリティマネジメント室細則

平成 29 年 3 月 22 日 制定

平成 29 年医学部附属病院細則第 1-4 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成 16 年医学部規程第 1-22 号）第 10 条第 6 項の規定により、大分大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における教育研究診療機能を強化するため、病院長の指示により機動的に活動し、教育研究診療機能の評価、監督及び指導を行うとともに、本院の課題に対する政策の立案、提言等を行う組織として設置する、大分大学医学部附属病院クオリティマネジメント室（以下「クオリティマネジメント室」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 クオリティマネジメント室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 本院各部署の教育研究診療機能の評価、監督、指導及び提言に関すること。
- (2) 高難度新規医療技術導入の審査及び実施後の評価に関すること。
- (3) 未承認新規医薬品等の使用の審査及び使用後の評価に関すること。
- (4) 臨床指標の経時的分析及び本院の継続的改善活動への活用に関すること。
- (5) 医療安全管理業務に係る外部監査に関すること。
- (6) 医療安全管理の適正な実施に係る内部通報窓口に関すること。
- (7) 医療に係る安全の確保に資する診療の状況の把握（モニタリング）に関すること。
- (8) 特定機能病院承認要件に関すること（ただし、医療安全管理部等が所掌する業務を除く。）。
- (9) その他病院長が必要と認める業務

(構成)

第 3 条 クオリティマネジメント室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長
- (2) 副室長
- (3) 部門長
- (4) 附属病院の教員 若干人
- (5) その他病院長が必要と認める者

(室長)

第 4 条 室長は、クオリティマネジメント室の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 条 副室長は、室長を補佐し、室長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(部門長)

第 6 条 部門長は、病院長の命を受け、第 8 条第 1 項に規定する部門を統括する。

(附属病院の教員)

第7条 第3条第4号の附属病院の教員は、病院長が指名する。

- 2 前項の教員は、第2条に規定する業務を行うとともに、クオリティマネジメント室の管理運営上の調整を行う。

(部門)

第8条 クオリティマネジメント室に次の各号に掲げる部門を置き、その所掌する業務は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高難度新規医療技術管理部門 本院における高難度新規医療技術を用いた医療の適正な提供を図ること。
 - (2) 未承認新規医薬品等管理部門 本院における未承認新規医薬品等を用いた医療の適正な提供を図ること。
 - (3) 臨床指標管理部門 本院における臨床指標を用いた医療の質の改善に関すること。
 - (4) 医療業務の質改善部門 本院における医療業務の質改善に関すること。
- 2 部門に関し必要な事項は、別に定める。

(運営会議)

第9条 クオリティマネジメント室の運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院クオリティマネジメント室運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

- 2 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 部門長
 - (4) 主担当の教員
 - (5) 医療安全管理部部長又は副部長
 - (6) 副看護部長 1人
 - (7) 医学・病院事務部長
 - (8) その他病院長が必要と認める者
- 3 前項第5号、第6号及び第8号の委員は、病院長が指名する。
- 4 第2項第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 運営会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 7 議長は、運営会議を招集し、その議長となる。
- 8 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、副室長がその職務を代行する。
- 9 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を運営会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 クオリティマネジメント室の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第11条 この細則に定めるもののほか、クオリティマネジメント室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第1－7号）

この細則は、平成29年4月28日から施行する。

附 則（平成29年医学部附属病院細則第1－9号）

この細則は、平成29年5月31日から施行する。

附 則（平成31年医学部附属病院細則第1－3号）

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年医学部附属病院細則第4－4号）

この細則は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部附属病院細則第4－9号）

この細則は、令和6年3月1日から施行する。